

令和7年度市民税・県民税・森林環境税
特別徴収のしおり

福島県喜多方市

＜問い合わせ先＞

〒966-8601 喜多方市字御清水東7244番地2

喜多方市役所 税務課 市民税班

☎(0241)24-5217 📠(0241)25-7073

市税のホームページ👉 <http://www.city.kitakata.fukushima.jp/life/1/3/19/>

目 次

■ 第1章 はじめに

- 1-1 同封書類の確認のお願い・・・・・・・・・・・・・2
- 1-2 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収とは・・・・・・・・・・・・・2

■ 第2章 特別徴収の事務処理

- 2-1 特別徴収のながれ・・・・・・・・・・・・・3
- 2-2 特別徴収税額の変更・・・・・・・・・・・・・3
- 2-3 退職等により未徴収税額を普通徴収とする場合・・・・・・・・・・・・・3
- 2-4 退職等により未徴収税額を一括徴収する場合・・・・・・・・・・・・・4
- 2-5 退職後転勤先で特別徴収を継続する場合・・・・・・・・・・・・・4
- 2-6 就職等により新たに特別徴収を開始する場合・・・・・・・・・・・・・4
- 2-7 給与支払者の所在地・名称等に変更があった場合・・・・・・・・・・・・・4
- 2-8 退職所得に係る市民税・県民税が生じる場合・・・・・・・・・・・・・5
- 2-9 変更通知送付日について・・・・・・・・・・・・・6

■ 第3章 特別徴収税額の納入

- 3-1 納入することができる金融機関・・・・・・・・・・・・・7
- 3-2 郵便局（東北6県以外）での納入・・・・・・・・・・・・・7
- 3-3 従業員が10名未満である場合に受けられる「納期の特例」
の適用・・・・・・・・・・・・・7

■ 第4章 よくあるご質問・・・・・・・・・・・・・8

- Q1：従業員が喜多方市外に引っ越したときは届出が必要ですか？

Q2：退職した従業員に未徴収税額がある場合、本人は退職後も税額を納付しなければならないのですか？

Q3：提出した給与支払報告書と市役所から届いた個人あての決定通知書とで所得額や扶養人数が異なる従業員がいるのですが…

Q4：退職して特別徴収を停止した従業員の分の税額を減額しないで変更前の税額を納入してしまったのですが…

Q5：従業員の毎月の税額が減額となったとの変更通知書が届きましたが、今月の天引きの処理は終わってしまったのですが…

Q6：退職して特別徴収を停止した従業員について異動届を提出していないため税額の変更通知が届きません。とりあえず当初の決定通知の額を納入した方がよいのでしょうか？

■ 第5章 市民税・県民税・森林環境税の税額計算

- 5-1 市民税・県民税・森林環境税の課税・・・・・・・・・・・・・9
- 5-2 市民税・県民税・森林環境税の非課税基準・・・・・・・・・・・・・9
- 5-3 市民税・県民税・森林環境税の税額計算・・・・・・・・・・・・・9

第1章 はじめに

事業所各位におかれましては、給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税の特別徴収につきまして、日ごろより特段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

■ 1-1 同封書類の確認のお願い

○ 令和7年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）

赤の枠線の用紙です。記載されている納税義務者の一覧をご確認いただき、退職、転勤等をしている方や特別徴収することができない方が記載されている場合は、至急「給与所得者異動届出書」（付録の様式1）をご提出ください。

○ 令和7年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）

青の枠線の用紙です。ミシン目から切り離し、各納税義務者にお渡しください。

○ 特別徴収税額納入書（12箇月分＋予備2箇月分）

横長で3連のものが1箇月分です。納税義務者の全員が6月分のみ税額の場合は1箇月分＋予備分、納期の特例の承認を受けている事業所様の場合は2箇月分（11月・翌5月分）＋予備分を同封しております。

銀行の納入事務代行サービスや共通納税システムを利用されている事業所様には同封しておりませんので、必要な場合は担当までご連絡ください。

■ 1-2 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収とは

○ 特別徴収とは

給与の支払者（特別徴収義務者）が、給与所得者（納税義務者）の市民税・県民税・森林環境税を毎月の給与から差し引き、翌月の10日までに市に納入する制度をいいます。

令和7年度の特別徴収は、令和7年6月支払分から令和8年5月支払分までの給与について行っていただきます。

○ 特別徴収義務者の一斉指定について

給与の支払者は、地方税法第319条、第321条の4第1項及び第321条の5第1項の規定により個人市民税・県民税・森林環境税を特別徴収し、納入することが義務付けられており、福島県会津管内においては、法令遵守及び公平性の担保の観点からこの特別徴収制度の徹底を図るため、平成27年度から、特別徴収義務者の一斉指定の取組を行っております。

なお、市民税・県民税・森林環境税の徴収区分は給与支払報告書提出の際にお示しいただくこととなりますが、例外的に普通徴収（納税義務者が個人で税額を納付）が認められる場合は次のケースに限られますのでご注意ください。

- ※ 退職者又は翌年5月31日までに退職予定である方
- ※ 他の事業所において特別徴収される方
- ※ 給与の支払いが不定期である方
- ※ 毎月の給与の額が少なく給与から引ききれない方

第2章 特別徴収の事務処理

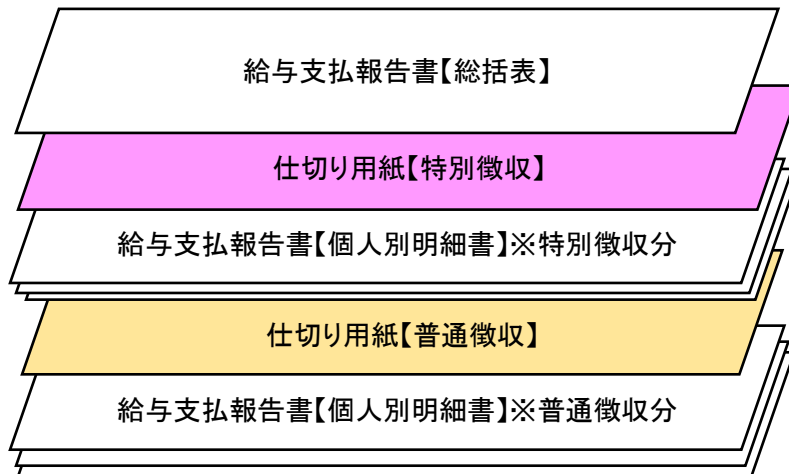
■ 2-1 特別徴収のながれ

○ 給与支払報告書の提出（事業所→市）

給与の支払者（事業主）は、毎年1月31日までに前年中の支払金額等について、給与の支払を受けている者（従業員）の1月1日現在の住所地の市町村に「給与支払報告書」を提出する必要があります。

この提出の際、「特別徴収」又は「普通徴収」の「仕切り用紙」を用いて仕分けることにより、次年度の市民税・県民税・森林環境税の徴収区分（徴収区分が普通徴収の場合はその理由）をお示しください。

＜給与支払報告書提出のイメージ＞



○ 特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）の送付（市→事業所）

毎年5月中旬に市において特別徴収税額の年税額及び月割額を決定し、各特別徴収義務者（事業主）へ通知します。

○ 特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）の送付（事業所→従業員）
市から送付された特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）を5月31日までに各納税義務者（従業員）に通知していただきます。

○ 特別徴収税額の徴収（事業所→従業員）

市民税・県民税・森林環境税の徴収期間は6月から翌年の5月までです。特別徴収税額決定通知書に基づき、6月支払分の給与から特別徴収税額の差引き（給与天引き）を開始していただきます。

○ 特別徴収税額の納入（事業所→市）

各納税義務者（従業員）から徴収した税額をまとめて、翌月の10日までに市に納入していただきます。詳しくは第3章（11ページ～）をご覧ください。

■ 2-2 特別徴収税額の変更

納税義務者（従業員）の給与支払報告書の訂正、所得額や控除額の内容の調査結果により、すでに通知した月々の特別徴収税額に変更が生じた場合は、「特別徴収税額変更決定通知書」を送付しますので、当該通知により特別徴収する税額をご変更ください。

■ 2-3 退職等により未徴収税額を普通徴収とする場合

納税義務者（従業員）の退職、休職等により給与が支払われなくなった場合、徴収しきれなかった税額は、市から送付する納税通知書により本人に納付していただきます。（これを「普通徴収」といいます。）。「給与所得者異動届出書」により徴収済額、未徴収税額等をお知らせください。「給与所得者異動届出書」の提出期限は異動があった翌月の10日までです。

なお、退職、休職等の日が1月1日～4月30日までである場合は、次にご説明する一括徴収が義務付けられております。また、退職、休職等の日が12月31日以前で本人の申し出がある場合も一括徴収していただきますのでご注意ください。

※ 給与支払報告書提出後、5月31日までに、次年度の個人市民税・県民税・森林環境税の徴収区分を特別徴収として報告いただいた方が退職等をされた場合は、税額通知前であっても「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」をご提出ください。

退職等により給与の支払を受けなくなった日が4月1日以前である場合は4月15日までに、4月2日から5月31日までの場合は6月10日までに提出ください。

※ さらに上記のケースで従業員の方が年の途中で他市町村に転出している場合は、転出前後の市町村の両方に異動届をご提出ください。

例) 令和7年1月1日 喜多方市居住の佐藤さん

(令和7年度は喜多方市にて課税)

令和7年中にA市へ転出、その後令和8年3月31日に退職

給与支払報告書は令和8年1月1日の居住地であるA市に提出

喜多方市⇒令和7年度分の税額を一括徴収する旨の異動届を提出

A市⇒令和8年度分の税額を普通徴収とする旨の異動届を提出

■ 2-4 退職等により未徴収税額を一括徴収する場合

納税義務者（従業員）の退職、休職等により給与が支払われなくなった場合において、退職、休職等の日が1月1日～4月30日までであるとき、又は退職、休職等の日が12月31日以前で本人の申し出があるときは、未徴収税額の全額を最後に支払われる給与又は退職手当等から差引き（天引き）していただきます（これを「一括徴収」といいます。

す。）。「給与所得者異動届出書」により徴収済額、一括徴収税額等をお知らせください。「給与所得者異動届出書」の提出期限は異動があった翌月の10日までです。

なお、退職、休職等の日が1月1日～4月30日までである場合は本人の申し出の有無にかかわらず一括徴収が義務付けられておりますのでご注意ください。

■ 2-5 退職後転勤先で特別徴収を継続する場合

転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先での「給与所得者異動届出書」上段の事項への記載（年税額、徴収済額、未徴収税額等）及び新勤務先への送付を経て、新勤務先において下段の事項（徴収開始月、月割額等）を記入し、ご提出ください。

■ 2-6 就職等により新たに特別徴収を開始する場合

従業員の中途採用、企業の設立などに伴い、年度途中で普通徴収から特別徴収へ徴収方法の変更を希望する方がいらっしゃる場合は、「普通徴収から特別徴収への切替申請書」をご提出ください。

なお、普通徴収の納期限が経過した税額については、特別徴収とすることが出来ませんので、ご注意ください。

■ 2-7 給与支払者の所在地・名称等に変更があった場合

特別徴収を行う事業所の名称、所在地、書類等送付先に変更があった場合は、「特別徴収義務者の所在地、名称等変更届出書」をご提出ください。

■ 2-8 退職所得に係る市民税・県民税が生じる場合

○ 退職所得に係る市民税の特別徴収

退職所得に対する市民税・県民税については、所得税の場合と同様に他の所得と区分して、退職手当等が支払われる際に給与支払者（事業主）が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を差し引いて納入していただきます。

○ 納入市町村

納入すべき市町村（課税市町村）は、退職手当等の支払を受けるべき日（通常は退職した日）の属する年の1月1日現在における退職者の住所の市町村です。

○ 税額の計算方法

$$\left\{ \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得等の収入金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得控除額(※1)} \\ \hline \end{array} \right\} \times 1/2 (\text{※2}) = \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得の金額} \\ \hline \end{array}$$

退職所得の金額	×	税率		＝	税額	
		市民税	県民税		市民税額	県民税額
		6%	4%		A	B

(A・Bそれぞれ百円未満切り捨て)

※1 退職所得控除額

勤続年数	通常の退職	障害者になったことに直接起因して退職する場合
20年以下の場合	40万円×勤続年数（80万円に満たないときは80万円）	通常の退職の場合により計算した額に100万円を加算した額
20年を超える場合	70万円×（勤続年数－20年）＋800万円	

※2 勤続年数が5年以内の法人役員等については、この1/2を乗じる措置を廃止した上で、計算します。

○ 計算例

退職手当等の支払金額が1,500万円、勤続年数が25年の場合（法人役員の特例、障害による退職の特例の適用がない場合）

① 退職所得控除額を求めます。

$$(25\text{年} - 20\text{年}) \times 70\text{万円} + 800\text{万円} = 1,150\text{万円}$$

② 退職所得の金額を求めます。

$$\left\{ \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得等の収入金額} \\ \hline 1,500\text{万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得控除額} \\ \hline 1,150\text{万円} \\ \hline \end{array} \right\} \times 1/2 = \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得の金額} \\ \hline 175\text{万円} \\ \hline \end{array}$$

③ 特別徴収すべき税額を求めます。

退職所得の金額 1,750,000円	×	税率		＝	税額	
		市民税	県民税		市民税額	県民税額
		6%	4%		105,000円	70,000円

○ 納入方法

特別徴収した退職所得等に係る市民税・県民税は、徴収した月の翌月の10日までに、金融機関等に納入していただきます。納入書の「納入金額」の「退職所得分」欄に金額を記入し、「退職所得に係る市民税・県民税納入申告書」に必要事項をご記入ください。

■ 2-9

○ 変更通知送付日について

特別徴収に係る「普通徴収から特別徴収への切替申請書」及び「給与所得者異動届」の変更通知は毎月1日（休日の場合翌営業日）に発送します。

この際、前月末の4営業日前までに届いたものが反映されています（詳細は、下記のとおり）。

事務処理等に伴い、変更通知よりも先に金額を把握したい場合、お電話での回答は可能ですので、ご連絡下さい。

届出受付日	通知発送日
～令和7年5月2日（金）	当初発送
～令和7年5月22日（木）	令和7年6月2日（月）
～令和7年6月25日（水）	令和7年7月1日（火）
～令和7年7月28日（月）	令和7年8月1日（金）
～令和7年8月26日（火）	令和7年9月1日（月）
～令和7年9月25日（木）	令和7年10月1日（水）
～令和7年10月28日（火）	令和7年11月4日（火）
～令和7年11月25日（火）	令和7年12月1日（月）
～令和7年12月23日（火）	令和8年1月5日（月）
～令和8年1月27日（火）	令和8年2月2日（月）
～令和8年2月24日（火）	令和8年3月2日（月）
～令和8年3月26日（木）	令和8年4月1日（水）
～令和8年4月24日（金）	令和8年5月1日（金）

第3章 特別徴収税額の納入

■ 3-1 納入することができる金融機関

- 東邦銀行の本店、国内支店及び国内出張所
- 郵便局（東北6県）
- 喜多方市会計課・各支所会計窓口
- 福島銀行喜多方支店
- 大東銀行喜多方支店
- 会津信用金庫喜多方支店、喜多方東支店及び山都支店
- 会津商工信用組合喜多方支店、塩川支店
- 東北労働金庫喜多方支店
- 会津よつば農業協同組合の各支店

■ 3-2 郵便局（東北6県以外）での納入

東北6県以外の地域の郵便局での納入を希望される場合は、納付を希望される郵便局を「**指定依頼書**」にてお知らせいただき（FAX可）、喜多方市役所から希望郵便局に「**指定通知書**」を送付することで、取扱いが可能となります。

取扱機関として指定した郵便局では翌年以降も納入が可能となります。

■ 3-3 従業員が10名未満である場合に受けられる「納期の特例」の適用

給与の支払いを受ける**従業員が常時10名未満である事業所**は、事前に承認を受けることにより、毎月の給与から特別徴収した市民税・県民税・森林環境税を半年分まとめて（年2回に分けて）納入することができます。「**特別徴収税額の納期の特例の承認に関する申請書**」（付録の様式5）に必要事項を記入の上、ご提出ください。

○ 承認後の納期

- ① 6月～11月徴収分の納期・・・12月10日
- ② 12月～翌年5月徴収分の納期・・・翌年6月10日

○ 留意事項

- ① 「常時10名未満」とは平常の状態において10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた人があるような場合には、その人数を除いた人数が10名未満であることです。
- ② 滞納や著しい納入遅延のある特別徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。
- ③ 納期の特例の要件に該当しなくなった場合は、「特別徴収税額の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書」を提出する必要がありますことにご注意ください。

第4章 よくあるご質問

■ Q 1 : 従業員が喜多方市外に引っ越したときは届出が必要ですか？

☞ A 1 : 必要ありません。令和7年度の市民税・県民税・森林環境税は令和7年1月1日現在の住所地から課税されますので本年度分は12か月分を喜多方市に納入ください。

なお、その方に退職、転職等がない場合、令和7年分の支払内容を記載した給与支払報告書は、転出先である令和8年1月1日現在の住所地の市町村へ提出することになり、その報告をもとに令和8年度分の市民税・県民税・森林環境税について転出先市町村から課税される、という流れになります。

■ Q 2 : 退職した従業員に未徴収税額がある場合、本人は退職後も税額を納付しなければならないのですか？

☞ A 2 : はい。所得税の源泉徴収は毎月の給与額と扶養人数に応じて税額が決まりますが、令和7年度分の市民税・県民税・森林環境税の場合は前年（令和6年）中の所得内容により税額を算定していますので、会社を辞めても年税額に変更はなく、したがって特別徴収しきれなかった税額については、退職後も本人に納付していただきます。

■ Q 3 : 提出した給与支払報告書と市役所から届いた個人あての決定通知書とで所得額や扶養人数が異なる従業員がいるのですが…

☞ A 3 : 本人が給与以外の所得について確定申告をしたり、市の調査により所得要件を満たさない扶養控除を否認したりする場合があります。なお、決定通知の内容について経理のご担当者様から従業員本人に確認を求めることは地方税法上の守秘義務違反のおそれがありますのでおやめください。市としてはご本人からの問合せに対応させていただきます。（事業所様からの問合せは提出いただいた給与

支払報告書の内容確認として対応させていただきます）

■ Q 4 : 退職して特別徴収を停止した従業員の分の税額を減額しないで変更前の税額を納入してしまったのですが…

☞ A 4 : 納め過ぎの金額については、事業所様に還付しますので担当までご連絡ください。なお、翌月分への充当を希望される場合もご連絡ください。（この場合はこの納め過ぎの分を減じて納入いただくことにより過納分と不足分を相殺する処理を行います。）

■ Q 5 : 従業員の毎月の税額が減額となったとの変更通知書が届きました
が、今月の天引きの処理は終わってしまったのですが…

☞ A 5 : 天引きしていただいた額を納入してください。変更後の税額との差額についてはご本人様に還付の連絡をさせていただきます。なお、天引きは変更後の額をしていただいたにもかかわらず誤って変更前の税額を納入してしまった場合は、速やかに担当までご連絡ください。

■ Q 6 : 退職して特別徴収を停止した従業員について異動届を提出していないため税額の変更通知が届きません。とりあえず当初の決定通知の額を納入した方がよいのでしょうか？

☞ A 6 : 直ちに異動届をご提出のうえ、天引きできなかった分を減じて納入ください。

ただし、本来は、当初の税額を納入いただき税額変更の決定を受けて納め過ぎの分を還付する手続きを経るべきところです。異動届の提出期限は異動があった日の翌月の10日であり、税額変更の決定がなされるまでは当初の税額が正当なものですので、督促状の発送や滞納処分の対象となる場合があることにご注意ください。

第5章 市民税・県民税・森林環境税の税額計算

■ 5-1 市民税・県民税・森林環境税の課税

令和7年度分の個人の市民税・県民税・森林環境税は、令和7年1月1日現在喜多方市に住所を有する方に、令和6年中の所得に対して課税するものです。

■ 5-2 市民税・県民税・森林環境税の非課税基準

○ 市民税・県民税・森林環境税が非課税となる方

- ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- ② 令和6年中の合計所得金額が135万円以下で、障害者、未成年者、寡婦、ひとり親に該当する方

○ 市民税・県民税・森林環境税の均等割が課税されない方

令和6年中の合計所得金額が次の算式で求めた金額以下の方

$$28\text{万円} \times (\text{本人} + \text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数}) + 16\text{万}8\text{千円} + 10\text{万円}$$

※ 上記「16万8千円」は控除対象配偶者又は扶養親族がある場合にのみ加算

○ 市民税・県民税・森林環境税の所得割が課税されない方

令和6年中の合計所得金額が次の算式で求めた金額以下の方

$$35\text{万円} \times (\text{本人} + \text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数}) + 32\text{万円} + 10\text{万円}$$

※ 上記「32万円」は控除対象配偶者又は扶養親族がある場合にのみ加算

■ 5-3 市民税・県民税・森林環境税の税額計算

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{給} \\ \text{与} \\ \text{収} \\ \text{入} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{給} \\ \text{与} \\ \text{所} \\ \text{得} \\ \text{額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{給} \\ \text{所} \\ \text{与} \\ \text{得} \\ \text{外} \\ \text{金} \\ \text{の} \\ \text{額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{総} \\ \text{所} \\ \text{得} \\ \text{金} \\ \text{額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{所} \\ \text{合} \\ \text{得} \\ \text{計} \\ \text{控} \\ \text{除} \\ \text{①} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{課} \\ \text{税} \\ \text{総} \\ \text{所} \\ \text{得} \\ \text{金} \\ \text{額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{所} \\ \text{得} \\ \text{割} \\ \text{税} \\ \text{率} \\ \text{②} \\ \hline \end{array} =$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{税} \\ \text{所} \\ \text{額} \\ \text{得} \\ \text{割} \\ \text{除} \\ \text{前} \\ \text{額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{税} \\ \text{額} \\ \text{控} \\ \text{除} \\ \text{額} \\ \text{③} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所} \\ \text{得} \\ \text{割} \\ \text{額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{均} \\ \text{等} \\ \text{割} \\ \text{額} \\ \text{④} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{特} \\ \text{別} \\ \text{徴} \\ \text{収} \\ \text{税} \\ \text{額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{控} \\ \text{除} \\ \text{不} \\ \text{足} \\ \text{額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{差} \\ \text{引} \\ \text{納} \\ \text{付} \\ \text{額} \\ \hline \end{array}$$

注1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

注2 「税額控除額③」は、調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。

注3 「控除不足額」は所得割額から控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額を示します。

① 所得控除

種類	控除額	
雑損控除	次のうちいずれか高い方の額 ①実質損失額－総所得金額等の合計額×10% ②災害関連支出の金額－5万円	
医療費控除	医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の5%とのいずれか低い金額) (限度額200万円) ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)	
社会保険料控除	支払額	
生命保険料控除 ①生命保険料(新・旧) ②個人年金保険料(新・旧) ③介護医療保険料(新)	旧制度	支払額
		～15,000円
		15,001～40,000円
		40,001～70,000円
	新制度	支払額
		～12,000円
		12,001～32,000円
		32,001～56,000円
地震保険料控除 ①地震保険料 ②旧長期損害保険料	旧制度・新制度の控除額を合計するときの限度額 28,000円 ①②③それぞれの控除額を合計するときの限度額 70,000円	
	地震保険料	～50,000円
	地震保険料	50,001円～
	旧長期契約	～5,000円
	旧長期契約	5,001円～15,000円
障害者控除	① ②の両者がある場合の限度額 25,000円	
	普通	26万円
	特別	30万円
寡婦(寡夫)控除	同居特別	53万円
	寡婦・寡夫	26万円
	ひとり親	30万円
勤労学生控除	26万円	
扶養控除	年少扶養	
	一般	0円
	一般	33万円
	老人	38万円
	特定	45万円
扶養控除	同居老親等	45万円

基礎控除	納税者本人の 所得金額	2, 400万円以下	43万円
		2, 400万円超2, 450万円以下	29万円
		2, 450万円超2, 500万円以下	15万円

納税者本人の所得金額		900 万円以下	900 万超 950 万円以下	950 万超 1,000 万円以下
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	配偶者所得金額	控除額		
	48 万円超 95 万円以下	33万円	22万円	11万円
	95 万円超 100 万円以下	33万円	22万円	11万円
	100 万円超 105 万円以下	31万円	21万円	11万円
	105 万円超 110 万円以下	26万円	18万円	9万円
	110 万円超 115 万円以下	21万円	14万円	7万円
	115 万円超 120 万円以下	16万円	11万円	6万円
	120 万円超 125 万円以下	11万円	8万円	4万円
	125 万円超 130 万円以下	6 万円	4万円	2万円
	130 万円超 133 万円以下	3万円	2 万円	1万円

② 所得割税率（総合課税分）

市民税	県民税
6 %	4 %

③ 税額控除

＜調整控除＞

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額					
ア 合計課税所得金額が200万円以下の者					
次の①と②のいずれか少ない額の5%（道府県民税2%、市町村民税3%）に相当する金額					
① 下表の人的控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額					
② 合計課税所得金額					
イ 合計課税所得金額が200万円超の者					
①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（道府県民税2%、市町村民税3%）に相当する金額					
① 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額					
② 合計課税所得金額から200万円を控除した金額					
人的控除の種類		所得税との 人的控除額の差		人的控除の種類	
普通		1万円		一般	
障害者控除	特別	10万円		扶養控除	特定
	同居特別	22万円			老人
	寡婦控除	一般	1万円		同居老親等
ひとり親控除	父	1万円		配偶者 特別控除	38万円超40万円未満
	母	5万円			40万円以上45万円未満
納税者本人の所得金額		900万円以下		900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般	5万円		4万円	2万円
	老人	10万円		6万円	3万円
配偶者 特別控除	48万円超50万円未満	5万円		4万円	2万円
	50万円以上55万円未満	3万円		2万円	1万円
※ 合計課税所得金額とは、所得控除後の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額で、課税長期譲渡所得金額等の分離課税に係る課税所得金額は、含まれません。					

＜配当控除＞

		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利 益 の 配 当	証券投資信託等	1. 6%	1. 2%	0. 8%	0. 6%
	外貨建等証券投資信託以外	0. 8%	0. 6%	0. 4%	0. 3%
		0. 4%	0. 3%	0. 2%	0. 15%

＜住宅借入金等特別税額控除＞

前年分の所得税において平成 21 年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得に係る課税総所得金額の 100 分の5に相当する金額(97,500 円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額 ただし、居住年が平成 26 年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)または特例特別特例取得に該当する場合には、「100 分の5」を「100 分の7」と、「97,500 円」を「136,500 円」として計算した金額 ① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成 19 年若しくは平成 20 年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した額) ② 前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の額)					
市民税		3/5	県民税	2/5	

＜配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除＞

区分	市民税	県民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3／5	2／5

＜寄附金税額控除＞

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の 30%を超える場合には当該 30%に相当する金額）が 2 千円を超える場合には、その超える金額の市民税にあっては 6 %、県民税にあっては 4 %に相当する金額 ① 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 ② 福島県共同募金会又は日本赤十字社福島県支部に対する寄附金 ③ 所得税法等に規定される寄付金控除の対象となるもののうち、住民の福祉の推進に寄与する寄附金として福島県又は喜多方市の条例で定めるもの ④ 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち住民の福祉の増進に寄与する寄附金として福島県又は喜多方市の条例で定めるもの ただし、①のうち、特例控除の対象となる寄附金が 2 千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税にあっては 3／5、県民税にあっては 2／5 に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の 20%に相当する金額を超えたときは、その 20%に相当する金額）	
課税総所得金額からの人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上 195 万円以下	84.895%
195 万円超 330 万円以下	79.79%
330 万円超 695 万円以下	69.58%
695 万円超 900 万円以下	66.517%
900 万円超 1,800 万円以下	56.307%
1,800 万円超 4,000 万円以下	49.16%
4,000 万円超	44.055%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

課税総所得金額からの人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上 195 万円以下	84.895%
195 万円超 330 万円以下	79.79%
330 万円超 695 万円以下	69.58%
695 万円超 900 万円以下	66.517%
900 万円超 1,800 万円以下	56.307%
1,800 万円超 4,000 万円以下	49.16%
4,000 万円超	44.055%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

④ 均等割額

市民税	県民税	森林環境税
3, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円